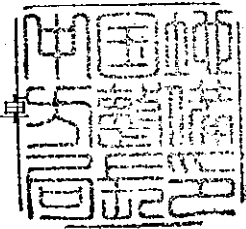


競争参加者の資格に関する公示

中国地方整備局（港湾空港関係を除く）において、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が、入札公告を行う工事に係る地域維持型建設共同企業体（以下、「地域JV」という。）としての競争参加者の資格（以下、「地域JVとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。なお、この公示は、調達案件毎の入札公告において、地域JVにも競争参加を認める旨が示された場合に適用する。

令和 2年12月 2日

中国地方整備局長 小平



- 1 工 事 名：調達案件毎の入札公告による。
- 2 工事場所：調達案件毎の入札公告による。
- 3 工事内容：調達案件毎の入札公告による。
- 4 工 期：調達案件毎の入札公告による。

5 申請の時期

調達案件毎に入札公告で示した公告の日から「競争参加資格審査申請書（地域維持型建設共同企業体）」（以下、「申請書」という。）提出期限日（以下、「提出期限日」という。）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く。）。

なお、提出期限日の翌日以降（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに地域JVとしての資格の認定を受けていなければならない。

受付時間は（受付期間中の各日とも）10時00分から17時00分までとする。

6 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

申請書は、国土交通省中国地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。

ホームページアドレス：<http://www.cgr.mlit.go.jp>

「発注・契約・申請関係」－「一般競争参加資格関係」

－「共同企業体・設計共同体の申請について」の順で検索のこと。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に【〇〇工事（注1）】地域維持型建設共同企業体協定書（7（6）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は以下のとおりとする。

〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6番30号

中国地方整備局 総務部 契約課 調査係 電話 082-221-9231（代表）

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 地域JVとしての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない地域JVについては、地域JVとしての資格がないものとする。

(1) 構成員の数

構成員数の上限は5社とする。

(2) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 調達案件毎の入札公告にて定める参加資格（以下、「参加資格」という。）を有すること。

なお、経常建設共同企業体として認定を受けている場合は、その構成員を含むこと。

- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業の許可を有する者を少なくとも1社含むものとする。なお、土木工事業の許可では受注できない工事については、土木工事業の許可を有する者を少なくとも1社含むとの規定は適用しない。

- ③ 一の企業が中国地方整備局管内において結成する地域JVは1つの組合せによるものとし、その構成員と異なる組合せによる地域JVとしての競争参加資格の認定を中国地方整備局長から受けていないこと。ただし、地域JVが結成する工事種別を異にしているとき等で、継続的な協業関係を維持する上で差し支えないと判断される場合には、3つの組合せまで可能とする。

- ④ 事業協同組合でないこと。

- ⑤ その他、参加資格の要件を満たしている者であること。

(3) 構成員の技術的要件

構成員は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- ① 構成員のいずれかについて、当該工事と同種の工事について元請としての施工実績を有すること。地域JVの構成員としての実績は、出資率又は工

事請負代金に占める分担工事額の割合が10%以上の場合について認める。

- ② すべての構成員について、当該工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれを同等として取扱う。
- ③ すべての構成員について、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、次に掲げる構成員が当該許可業種に係る監理技術者（監理技術者の配置を要しない場合は主任技術者）を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めない。なお、分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置すること。
 - i) 構成員に一般土木工事の有資格業者を含む場合
土木工事業の許可を有し、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者のうちいずれかの者
 - ii) 構成員に一般土木工事の有資格業者を含まない場合
土木工事業の許可（構成員に土木工事業の許可を有する特定建設業者が含まれる場合は、土木工事業に係る特定建設業の許可）を有し、当該工事に対応した工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者（等級区分のない工事種別を含む組合せの場合は、当該工事種別の有資格業者を含む。）のうちいずれかの者
なお、当該工事が建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を条件により認める工事である場合は、当該工事を含め2工事を上限とし兼務ができるものとする。ただし、特例監理技術者を配置する場合は、当該工事の入札説明書に記載されている要件を全て満たさなければならない。
- ④ すべての構成員について、当該工事に対応する建設業法の許可を受けている本店、支店又は営業所が参加資格の要件を満たしている場所にあること。
- ⑤ その他、参加資格の要件を満たしている者であること。

(4) 出資比率要件

甲型の地域JV（地域維持型建設共同企業体協定書（甲）を使用する地域JVをいう。以下同じ。）の場合は、すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

また、乙型の地域JV（地域維持型建設共同企業体協定書（乙）を使用する地域JVをいう。以下同じ。）について分担工事額がない者を構成員とすることは認めない。

(5) 代表者要件

代表者は、土木工事業の許可を有する者の中から、構成員において決定された者とする。なお、当該工事に対応する工事種別の等級が異なる者による組合せの場合には、代表者は、土木工事業の許可を有し、かつ当該工事種別の上位等級の者（等級区分のない工事種別を含む組合せの場合は、当該工事種別の有資格業者を含む。）の中から決定された者とする。ただし、土木工事業の許可では受注できない工事については、土木工事業の許可を有する者とする要件は、適用しない。

(6) 地域JVの協定書

地域JVの協定書は、別添1「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）」又は別添2「地域維持型建設共同企業体協定書（乙）」によるものとする。

8 地域JVにおける監理技術者等の制度運用について

地域JVの主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）の制度運用については、次のとおりとする。

(1) 甲型の地域JVの場合

- ① 下請契約の額が4,000万円未満又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は主任技術者を工事現場毎に設置すること。なお、請負金額が3,500万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。
- ② 下請契約の額が4,000万円以上となる場合は、特定建設業者たる構成員1社以上が監理技術者（その他の構成員は主任技術者）を設置しなければならない。また、請負金額が3,500万円以上となる場合は設置された監理技術者は専任でなければならない。
- ③ 上記①又は②の場合において、請負金額が3,500万円以上であっても、次に掲げる構成員（代表者でなくても可）が監理技術者等を専任させる場合は、その他の構成員が設置する監理技術者等は専任を求めない。
 - i) 構成員に一般土木工事業の有資格業者を含む場合
土木工事業の許可を有し、一般土木工事業の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者のうちいずれかの者
 - ii) 構成員に一般土木工事業の有資格業者を含まない場合
土木工事業の許可（構成員に土木工事業の許可を有する特定建設業者が含まれる場合は、土木工事業に係る特定建設業の許可）を有し、当該工事に対応した工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者（等級区分のない工事種別を含む組合せの場合は、当該工事種別の有資格業者を含む。）のうちいずれかの者

ただし、当該工事が特例監理技術者の配置を条件により認める工事である場合は、当該工事を含め2工事を上限とし兼務ができるものとする。なお、特例

監理技術者を配置する場合は、当該工事の入札説明書に記載されている要件を全て満たさなければならない。

(2) 乙型の地域JVの場合

- ① 分担工事に係る下請契約の額が4,000万円未満又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する建設企業は、主任技術者を当該工事現場に設置すること。なお、分担工事に係る請負金額が3,500万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。
- ② 分担工事に係る下請契約の額が4,000万円以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が3,500万円以上となる場合は設置された監理技術者は専任でなければならない。

ただし、当該工事が特例監理技術者の配置を条件により認める工事である場合は、当該工事を含め2工事を上限とし兼務ができるものとする。なお、特例監理技術者を配置する場合は、当該工事の入札説明書に記載されている要件を全て満たさなければならない。

(3) 監理技術者等の専任期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設企業が、監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても、例えば工事が明らかに行われていない期間は工事現場への専任は、甲型、乙型共に要しない。ただし、発注者と建設企業の間で専任を要しない期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

9 建設業法上の取扱いについて

(1) 地域JVの構成員が有する建設業法上の許可業種が異なる場合、許可業種と施工しようとする工事の対応は、次のとおりとする。

- ① 甲型の地域JVの場合は、次のすべての要件を満たすものであること。
 - i) 地域JVにより施工しようとする建設工事の種類の一部が構成員のいずれかの許可業種に対応していること。
 - ii) 各構成員についてそれぞれの許可業種の一部又は全部がその工事の種類の一部又は全部に対応していること。
- ② 乙型の地域JVの場合は、地域JVが定めた分担工事の種類と、当該構成員の許可業種が対応していること。

(2) 地域JVによる工事の施工において建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請契約は、次の要件を満たす場合に締結できるものとする。

① 甲型の地域JVにおいて下請契約を締結する場合

甲型の地域JVの下請契約は、構成員全体の責任において締結するものであるため、構成員のうち1社以上（できる限り当該共同企業体の代表者が含まれていること。）が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けた

ものであること。

② 乙型の地域JVにおいて下請契約を締結する場合

乙型の地域JVの下請契約は、構成員各自が締結するものであるため、当該構成員が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものであること。

1.0 地域JVによる実績の個別企業への反映について

(1) 地域JVにより施工した工事については、次により算出した額を各構成員の完成工事高として取り扱うものとする。

① 甲型の地域JVの場合

請負代金額に各構成員の出資の割合を乗じた額

② 乙型の地域JVの場合

運営委員会で定めた各構成員の分担工事額

(2) 地域JVにより施工した工事の成績評定については、当該共同企業体構成員各自の成績として取り扱うものとする。

1.1 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む地域JVの取扱い

中国地方整備局（港湾空港関係を除く）における当該工事に対応した工事種別に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む地域JVも5及び6により申請をすることができる。この場合において、地域JVとしての資格が認定されるためには、参加資格の要件を満たしていない構成員（以下、「無資格構成員」という。）が参加資格の要件を満たすことが必要である。

この場合、無資格構成員が、当該工事に係る開札の時までに参加資格の要件を満たしていないときは、地域JVとしての資格がないものとする。

1.2 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

1.3 認定資格の有効期間

認定の日から当該工事が完了する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該工事に係る契約が締結されるまでとする。

なお、地域JVとしての資格の有効期間中に参加資格の要件を欠くこととなった場合には、地域JVとしての資格を取り消すことがある。

1.4 その他

(1) 地域JVの名称は、「【〇〇工事（注1）】〇〇・〇〇地域維持型建設共同企業体」とする。

- (2) 当該工事に係る競争に地域J Vとして参加するためには、開札の時までに、地域J-Vとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の入札公告に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (3) 地域J Vの結成において、甲型と乙型を混在させた組み合わせは認めない。

注1：【〇〇工事（注1）】は調達案件毎の入札公告による工事名とする。

〇〇地域維持型建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 〇〇発注に係る地域維持型建設共同企業体の対象となる〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「地域維持工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇地域維持型建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和〇年〇月〇日に成立し、地域維持工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 地域維持工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該地域維持工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、地域維持工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該地域維持工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、地域維持工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、地域維持工事の請負契約の履行及び下請契約その他の地域維持工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によつて取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、地域維持工事完成の都度当該地域維持工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が地域維持工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち地域維持工事の工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して地域維持工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、地域維持工事の工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが地域維持工事の工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があつたときは、

各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇印 〇

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇印 〇

〇〇地域維持型建設共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 〇〇発注に係る地域維持型建設共同企業体の対象となる〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「地域維持工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇地域維持型建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和〇年〇月〇日に成立し、地域維持工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 地域維持工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該地域維持工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇建設株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、地域維持工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇工事 〇〇建設株式会社

〇〇工事 〇〇建設株式会社

2 前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、地域維持工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によつて取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 地域維持工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を

免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が地域維持工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが地域維持工事の工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇印

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇印

〇〇地域維持型建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇地域維持型建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

- 1 工事名称 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）
〇〇工事 〇〇建設株式会社 〇〇円
〇〇工事 〇〇建設株式会社 〇〇円

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇地域維持型建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇 印
〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇 印

